

第5章 公共的施設の統合整備

公共的施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮しつつ、地域特性や地域バランス、既存類似施設の有効活用、さらには財政事情等を考慮しながら、検討を進めていくことを基本とします。新たな公共施設の設置に際しても、既存施設の複合的な利用や相互利用に配慮した上で、より効率的な整備に努めることとします。

公共的施設の管理については、現況及び将来の見通しを踏まえ、基本的な方針等を定めて、総合的かつ計画的な管理を推進します。なお、合併に伴い支所となる庁舎等については、住民窓口サービスの低下を招かないよう十分配慮し、電算処理システムのネットワーク化など必要な機能の整備を図ります。